



公債費負担適正化計画

平成28年9月

北海道

第1 計画の趣旨

道においては、平成28年度の実質公債費比率が20.6%となったことから、引き続き地方債の許可を受けるにあたって、公債費負担の適正な管理を行うため、これまでの計画を全面的に改定し、新たな公債費負担適正化計画を策定するものです。

(1) これまでの取り組み

平成18年度に始まった地方債協議制度においては、実質公債費比率（3ヶ年平均）が18%以上となった地方公共団体は、公債費負担適正化計画を策定するものとされ、道においては、平成18年度の実質公債費比率が19.8%となったことから、「北海道公債費負担適正化計画（平成18年度～27年度）」（以下、「前計画」という。）を策定しました。

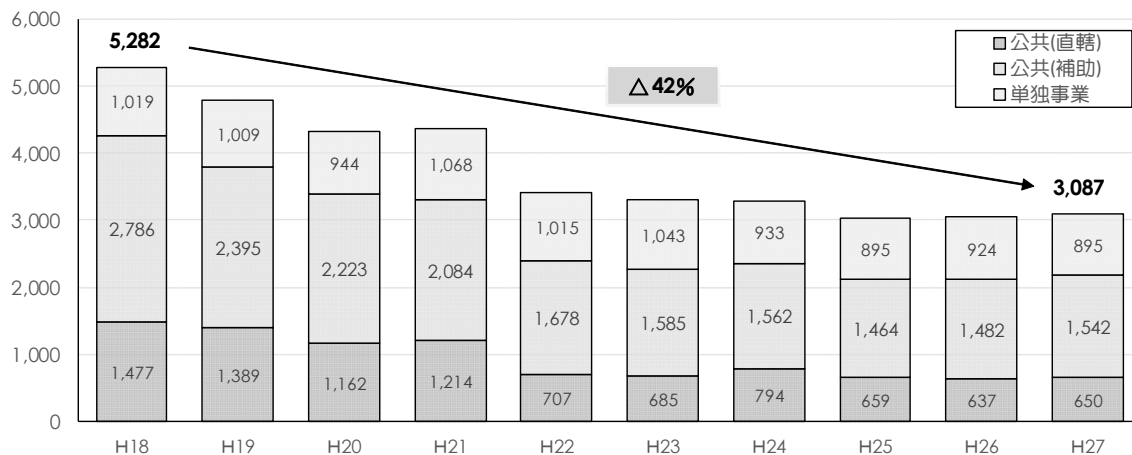
道では、「新たな行財政改革の取組み」（平成18年2月策定、平成20年2月改訂、平成24年3月「後半期の取組み」策定、平成26年3月取組期間延長）に沿って中長期的な公債費負担の適正化を図ってきました。

(2) 前計画の成果

前計画においては、「新たな行財政改革の取組み」に基づき、投資的経費を大幅に縮減することなどを通じ新規発行道債の抑制に努めたほか（参考1：投資的経費の推移）、財政融資資金等の高金利な公的資金を繰上償還することなどにより、臨時財政対策債を除く通常債の残高は大幅に縮減しました（参考2：道債残高の推移）。

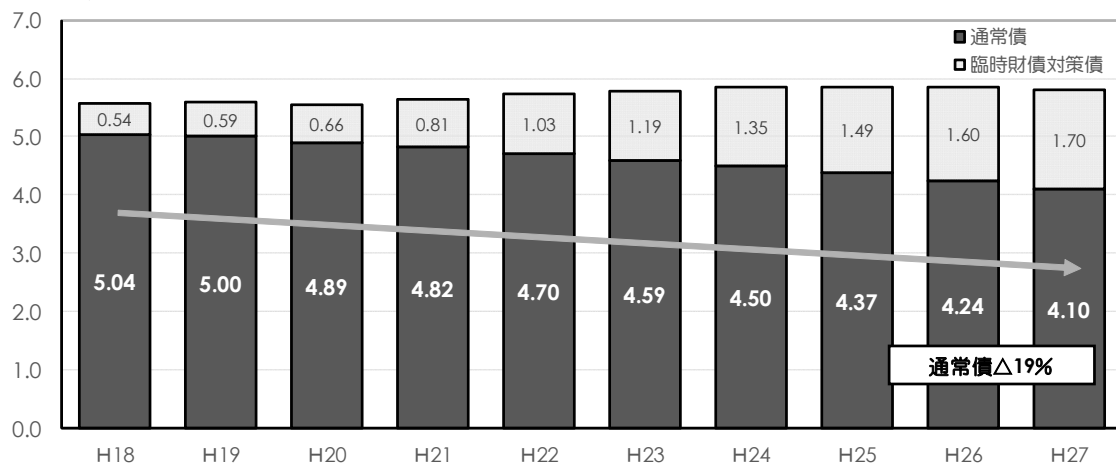
参考1：投資的経費の推移

（単位：億円）



参考2：道債残高の推移

（単位：兆円）

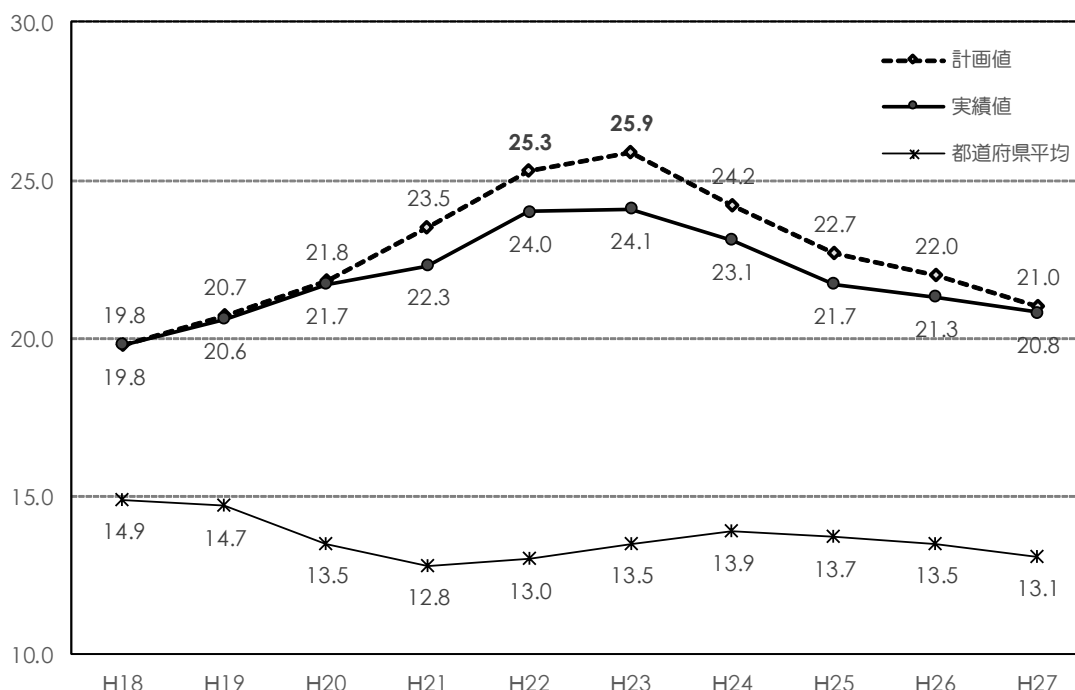


また、平成18年度に前計画を策定した時点では、計画期間中に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）の早期健全化基準である25%を超えることが避けられない見通しでしたが、こうした取り組みなどにより、実質公債費比率の改善が進み、実際には25%を超えることを回避できました（参考3：前計画における見通しと実績の比較）。

一方、前計画期間における実質公債費比率は、地方財政法に基づく地方債の許可基準である18%を大きく上回り、都道府県で最低の水準で推移してきました。

参考3：前計画における見通しと実績の比較

（単位：％）



第2 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

第3 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析

(1) 道債発行額

道では、平成4年度以降、国の景気・経済対策に呼応して、公共事業や投資単独事業等を積極的に実施した際に多額の道債を発行したことに加え、収支不足を補てんするため財政健全化債（行政改革推進債）の発行（平成12年度以降）や退職手当債の発行（平成18年度以降）、さらには、平成13年度以降、地方交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられたことなどから、道債の発行額が高い水準で推移し、結果として道債償還費も高い水準にあります。

(2) 減債基金（満期一括償還分）の積立留保

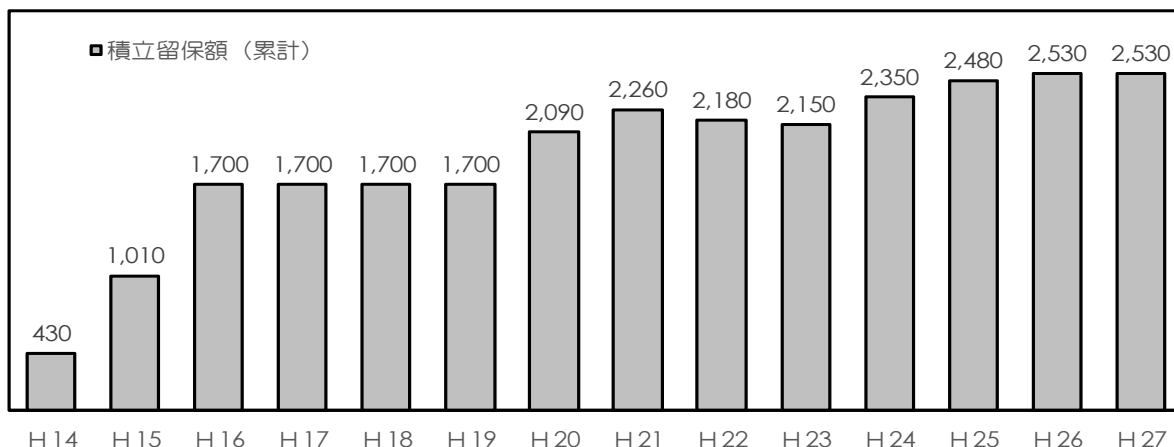
また、平成14年度から平成26年度まで、収支対策として減債基金（満期一括償還分）の積立を累計で2,530億円留保してきたことなどにより、実質公債費比率の算定に用いる「積立不足額を考慮して算定した額」が非常に大きくなっています。

この額の影響は、平成27年度算定ベースで、全国が1.3%であるのに対し、本道は3.8%とな

っており、これを除いた場合、本道の比率は17.0%となることから、地方債の発行にあたって許可が必要となる基準である18%を下回ることになります。

減債基金（満期一括償還分）の積立留保は、緊急避難的な対策としてやむを得ず講じてきたものではありませんが、実質公債費比率が高止まりする最大の要因となっています。

（参考4：積立留保額の推移（単位：億円））



（参考5：積立不足額を考慮して算定した額の影響分析）

積立不足額を考慮して算定した額の影響分析

○全国平均

（単位：％）

		H24	H25	H26	3カ年平均	
					構成比	
単年度比率	①	13.21	13.44	12.71	13.1	
	積立不足算定分	②	1.00	1.52	1.38	1.3 < 9.9 >
	積立不足影響除 (①-②)		12.21	11.92	11.33	11.8 < 90.1 >

○北海道

		H24	H25	H26	3カ年平均	
					構成比	
単年度比率	①	20.92	21.04	20.50	20.8	
	積立不足算定分	②	3.11	3.97	4.39	3.8 < 18.4 >
	積立不足影響除 (①-②)		17.81	17.07	16.11	17.0 < 81.6 >

第4 今後の財政運営及び収支対策の基本方針

(1) 財政運営の基本方針

計画期間のうち、平成32年度までについては、平成28年3月に策定した「行財政運営方針～今後の行政改革と財政健全化に向けた取組～」(以下、「行財政運営方針」という。)に基づき財政運営を行っていきます。なお、本計画においては、平成33年度以降についても、同様の取り組みを継続していくものとして策定している。

① 厳しい財政状況を踏まえた歳出の削減・効率化の推進

現下の財政状況を踏まえ、地域経済の状況や道内の雇用情勢等に配慮しながら、施策・事務事業の取捨選択やスクラップ・アンド・ビルド、費用対効果の検証を徹底するとともに、施策間連携・横断的な事業の推進などにより、歳出の削減・効率化に取り組みます。

② 道税・交付税など歳入の確保の推進

人口減少問題など道政上の課題への対応や将来にわたり北海道の発展に不可欠な施策を着実に展開していくため、安定的で持続的な財政基盤の確立に向けて、道税や交付税などの歳入確保に取り組みます。

③ 財政課題の改善に向けた取組の推進

予算の効果的・効率的な執行や徹底した経費の節減を図ることにより、減債基金への積立て(積戻し)や財政調整基金の確保、特定目的基金の繰替運用等の解消などの財政課題の改善に向けて取り組みます。

(2) 収支対策の方向性

平成28年度～ 平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・当面500億円程度の収支不足が生じる見通しにあるため、歳出削減を含めた収支対策が必要。 ・行政改革推進債や退職手当債などの財政的な調整が必要。
平成30年度～ 平成32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の国の制度改正、地方財政対策なども踏まえ、改めて収支見通しの精査を行い、必要に応じ対策の見直しや追加等を検討。

(3) 平成28年度～29年度における収支対策の内容

区 分		内 容		
歳 出 削 減 等	人 件 費	・給与の削減		
		区 分	給 料	管理職手当
		課長相当職以上	△ 7%	△ 10%
		主 幹 相 当 職	△ 3%	△ 8%
	投 資 的 経 費	区 分		対策(一般財源へ入)
公共事業費		補 助	前年度比△ 4%程度	
		直 轄	平成27年度規模継続	
投資単独事業費				
そ の 他 歳 出	・事業の厳しい取捨選択などによる歳出削減。			
歳 入 確 保	・道税等の確保努力、使用料手数料の見直し、遊休資産等の活用(売却や貸付、定期借地権の設定など)			
財政的 調 整	行政改革推進債	・行革効果の範囲内において平成27年度規模で発行		
	退職手当債	・発行可能額の範囲内において平成27年度規模で発行		

第5 今後の地方債発行等に係る基本方針

「行財政運営方針」の収支対策を確実に実行し、投資的経費を抑制することなどを通じ、新規発行道債の抑制に努めます。

第6 実質公債費比率の適正管理のための取組

- (1) 新規道債発行の抑制
第5に記載したとおり、道債の発行額の抑制に努めます。
- (2) 減債基金の積立て（積戻し）
年間を通じた執行残等の財源などを活用しながら積立て（積戻し）を行い、減債基金（満期一括償還分）の積立留保(2,530億円)の復元等を進めていきます。
- (3) 低利資金の活用や資金調達方法の多様化
低利な公的資金の確保や調達年限の多様化などにより公債費負担の適正化を進めます。

第7 各年度ごとの第6に係る歳入及び歳出に関する計画

区 分		計画期間									
		対策期間		計画期間							
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
歳出	人件費	5,480	5,480	4,760	4,760	4,680	4,590	4,520	4,520	4,480	4,390
	投資的経費	590	560	540	530	520	520	520	520	520	520
	道債償還費	4,020	4,080	3,990	4,000	3,900	3,860	3,880	3,870	3,920	3,980
	義務的経費	6,100	6,390	6,860	6,970	7,040	7,140	7,240	7,350	7,430	7,530
	保健福祉関係	3,120	3,220	3,290	3,390	3,490	3,590	3,690	3,790	3,890	3,990
	その他	2,980	3,170	3,570	3,580	3,550	3,550	3,550	3,560	3,540	3,540
	その他歳出	1,520	1,500	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480
計 A	17,710	17,350	17,630	17,740	17,620	17,590	17,640	17,740	17,830	17,900	
歳入	道税・交付税等	14,470	14,410	14,230	14,300	14,370	14,450	14,520	14,590	14,670	14,750
	その他歳入	2,660	2,740	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080
	計 B	17,130	16,850	17,310	17,380	17,450	17,530	17,600	17,467	17,750	17,830
収支不足額(B-A)C		△ 580	△ 500	△ 320	△ 360	△ 170	△ 60	△ 40	△ 70	△ 80	△ 70
収支 対策 D	財政的調整										
	行政改革推進債	240	240								
	退職手当債	120	90								
	歳出削減等	100	80								
	基金取崩	120	20								
要調整額 C+D		0	△ 70								

(単位:億円)

財政健全化目標
収支均衡を目指す

平成29年度以降の試算の前提条件

区 分	主な内容（収支対策以外）	
歳出	人件費	・職員数変動等（県費負担教職員給与等の指定都市移譲による影響を含む。）定期昇給、退職手当を反映し推計。
	投資的経費	・新幹線負担金分の増減、直轄過年度償還金の減のみを反映し推計。
	道債償還費	・投資的経費の規模に連動して推計。 ・臨時財政対策債は、年1,170億円(H28当初規模)で推計。
	義務的経費	・保健福祉関係義務費は、高齢化の進展などによる医療費の増などを踏まえ、年100億円増で推計。 ・共済住宅資金年賦金、知事道議選挙の増減を反映し推計。
歳入	道税・交付税等	・国の名目経済成長率*を参考に道税収入を推計。 ・県費負担教職員給与等の指定都市移譲による影響を反映。

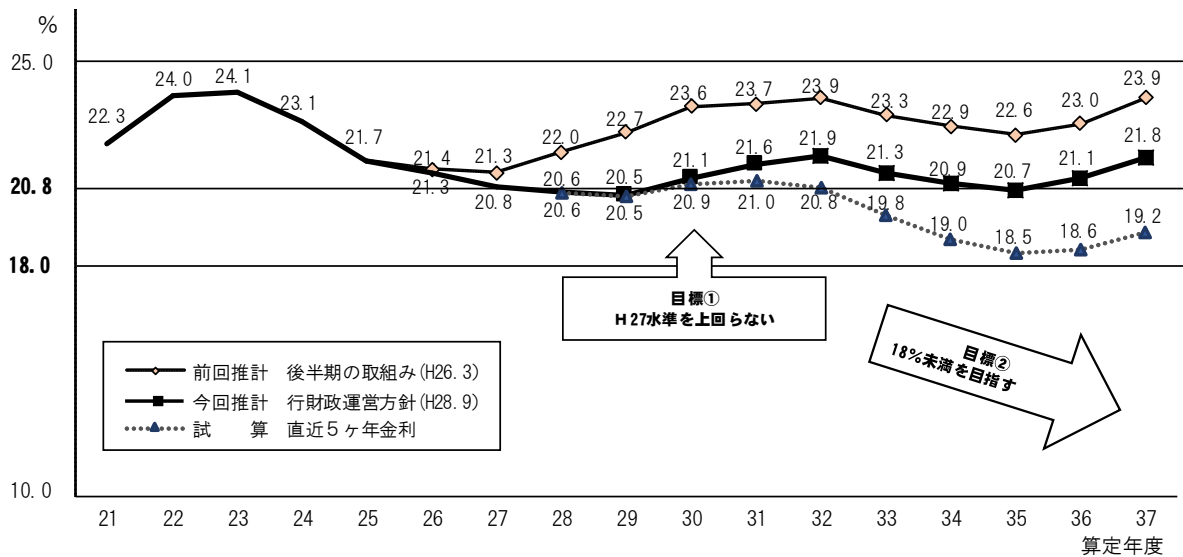
*国の名目経済成長率については、「平成28年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」(H28年2月財務省)における名目成長率などを参考。

第8 今後の実質公債費比率の見通し

(1) 実質公債費比率に関する目標設定（行財政運営方針）

目標①	平成27年度（20.8%）の水準を上回らない。
目標②	同意団体の基準である「18%」未滿を目指す。

(2) 実質公債費比率の推計



- ・ 前回推計 「行財政運営方針」を策定する直前の財政運営の基本方針である「当面(H26～H27)の行財政改革の取組み～『新たな行財政改革の取組み(改訂版)後半期の取組み』の改訂～」に基づく推計
- ・ 今回推計 「行財政運営方針」の収支見通しに基づく推計 (H28.9)。(金利設定 10年債：1.6%、5年債：1.1%)
 (本推計は「道財政の中期展望」等を踏まえ、一定の前提条件を置いた上で機械的に行ったものであり、金利や地方財政政策の動向などの外部要因によって、大きく変動しうるものであること。)
- ・ 試算 今回推計の金利設定を過去5ヶ年の実績に置き換えたもの。(金利設定 10年債：0.9%、5年債：0.4%)

(3) 目標の達成に向けて

予算編成段階のみならず、予算執行段階においても、経費の節減や効率的な執行に努めることで財源を捻出し、減債基金の積立て（積戻し）や道債の繰上償還を行い、できるだけ早期に同意団体の基準である18%未滿となるよう、公債費負担の適正化に努めることとします。